

定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

2024（令和6）年8月19日定例教育委員会が、一宮市役所本庁舎6階特別会議室に招集された。

1 定例教育委員会議案案件

第33号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について

第34号議案 9月補正予算の要求について

2 出席委員

高橋教育長 浅井委員 五藤委員 高橋委員 青山委員 川松委員 武藤委員

3 欠席委員

無

4 一宮市教育委員会会議規則第15条の規定により出席したものの職氏名

森教育部長 平野教育部次長 福田総務課長 尾関学校教育課長 岸上学校給食課長
白木生涯学習課長

5 同上規則第17条の規定により書記として出席したものの職氏名

伊藤総務課専任課長 平山総務課課長補佐 遠藤総務課主査

6 傍聴者

無

会 議 て ん 末

高橋教育長（午後1時30分着席、開会を宣言）

ただ今から、8月の定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名者を浅井委員と武藤委員のお二人にお願いいたします。それでは、7月の定例教育委員会の会議録がお手元に渡っていると思いますが、これについて何かございませんか。

各委員

異議ありません。

高橋教育長

ご異議がないようでございますので、7月の定例教育委員会の会議録について承認いたします。それでは本日の議案の審議に入ります。第33号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用についてご説明をお願いします。

福田総務課長

受付番号第17号について後援内容説明。

尾関学校教育課長

受付番号第36号について後援内容説明。

白木生涯学習課長

受付番号第27号について後援内容説明。

高橋教育長

何かございませんか。

委員

総務課受付番号第17号について、例年行われておりますが、駐車場が狭く道も細いため、周辺で道路混雑が起こらないことを徹底するようお願いします。

福田総務課長

承知いたしました。

委員

学校教育課受付番号第36号について、事業名がとても長く事業名の体をなしていないと思います。内容が分かりづらいですが、どのような事業なのでしょう。

尾関学校教育課長

事業内容については前半が親子を対象としたプログラミングの講座、後半は保護者を対象とした提案力の向上に関わる講座と聞いております。

委員

学校教育課受付番号第36号について、オンラインでの開催で開催場所は全国に渡ることですが、他の自治体の後援名義の状況はどうなっていますか。

尾関学校教育課長

主に関西方面の自治体で後援名義の使用許可申請をすると伺っています。

委員

学校教育課受付番号第36号について、周知の方法はどのように行う予定なのでしょう。

尾関学校教育課長

主にホームページやSNSを通じて周知を行い、後援名義の使用許可をいただいた際には市内小学校へのちらしの配布も予定しております。

委員

事業名に文部科学大臣任命のアントレプレナーシップ推進大使とありますが、文部科学省の大臣が任命しているのでしょうか。

尾関学校教育課長

文部科学省のホームページで、文部科学大臣が任命するアントレプレナーシップ推進大使の一覧に申請者が含まれていることを確認しております。

委員

学校教育課受付番号第36号について、なぜ一宮市に対して後援名義の使用許可申請をしているのでしょうか。

尾関学校教育課長

申請者が運営するプログラミング教室「ロボ団」の教室が一宮市にあり、そこを通じて今回、申請があったものです。令和4年度は、今回のようにオンラインでの開催ではありませんが、「ロボ団」の教室を使っのプログラミング教室について一宮市教育委員会が後援名義の使用を許可しております。

委員

内容はいいものだと思いますが、「ロボ団」という教室なので、宣伝や勧誘が強くならな

いように注意してください。

委員

教育委員会の後援名義は、子ども達や市民に関わる教育活動の機会を応援していくという趣旨を考えますと、営利に繋がる可能性が全くないわけではないかもしれませんが、子ども達にとっては面白い内容であり、文部科学省も関わっているということからして、後援することは適当だと思います。

委員

申請者に開催能力があり、プログラミングに興味がある子ども達がプログラミングを始める機会を与えられるという内容からして、私も適当であると思います。また、総務課受付番号第17号についても同じことが言えると思いますが、テニス教室についても勧誘はありませんか。

委員

以前の経営者の時しか分かりませんが、その時は、有名人を呼んだりしてテニスの楽しさを広めることを目的としていたようです。

委員

生涯学習課受付番号第27号について、「つぼみを守る会」とはどのような団体なのでしょうか。

白木生涯学習課長

一宮生活協同組合の有志、一宮おやこ劇場の会員が集まっています。また、代表は特定非営利活動法人のチェルノブイリ救援・中部に深くかかわっている人です。

委員

許可基準の第2条第2項の(2)、(3)に該当しなければよいと思いますがいかがでしょうか。

白木生涯学習課長

特定非営利活動法人が行う絵画展をそのまま一宮市で開催するとのことで、第2条第1項の(4)に該当するものとして許可してもよいと考えております。

高橋教育長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

高橋教育長

全員賛成ですので、第33号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について原案どおり可決いたします。続きまして、第34号議案 9月補正予算の要求については、現時点で公表できない事項が含まれておりますので、秘密会として審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

異議ありません。

秘密会による審議（原案どおり可決）

高橋教育長

以上をもちまして秘密会を終了し、本日の審議を終わります。次に報告事項をお願いいたします。

報 告 事 項

福田総務課長

一宮市教育委員会後援名義の使用許可について

尾関学校教育課長

令和5年度いじめ・不登校のまとめと令和6年度の対策について

白木生涯学習課長

「令和5年度いちのみやの社会教育」について

そ の 他

福田総務課長

8月・9月・10月・11月・12月・1月の定例教育委員会の日程について、給食交歓会について

閉 会 宣 言

高橋教育長

これもちまして、本日の会議を終わります。

以上、会議のてん末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員